

農地の貸借が変わります

複数の事業を統合し、
更なる集約を目指します

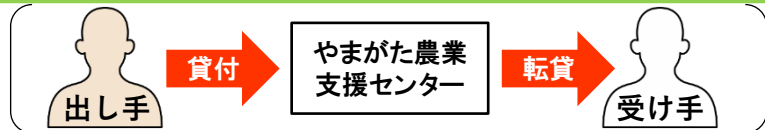
農地

一本化

(令和元年5月・令和5年4月の法改正によるもの)

農地の貸借は中間管理事業へ

農地中間管理事業 ➤



令和6年度まで新規受付※

▶直接契約



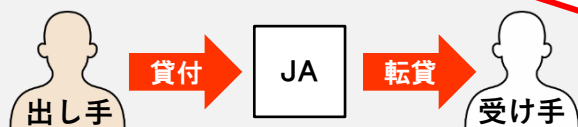
令和7年2月20日まで受付

(※農地法第3条許可を除く)

終了予定

令和元年度まで新規受付

▶円滑化事業による契約



終了

Q. いつまで手続きすればいい？



来年作に向けて、

『中間管理事業による契約』に移行したい

A. 出し手・受け手とも前年の10月31日

までに申込み手続きをしてください。〔※令和7年度は5月頃
から受付予定です〕

※現在契約中の円滑化事業・直接契約の貸借は、契約期間の満了まで継続できます。



手続きやご相談は
余裕を持って
各窓口へ

酒田市農業委員会報
キャラクター「キラリン」

詳細は酒田市のホームページをご参照ください。

キーワードでさがす

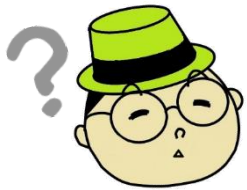
農地中間管理事業

×

検索

詳しくは「農業委員会」か、お近くの「農協」にお問合せを！

酒田市農業委員会 Tel26-5767



中間管理事業に移行すると、どう変わるの？

① 賃借料の精算について

- ◆直接契約では…
お互いに精算
- ◆円滑化事業では…
農協が精算を代行

- ◆中間管理事業では…
やまがた農業支援センターが
精算を代行します
※出し手への振込・受け手からの振替時
に賃料の0.75%の手数料がかかります



【ワンポイント】

窓口相談や口座の指定は、これまでどおり
農業委員会・JAでできます



② 支払方法について

- ◆直接契約・円滑化事業では…
支払方法は選択制
・口座振込
・物納
・保有米(飯米)の精算

- ◆中間管理事業では…
支払方法は
「口座振込」に限られます

③ その他

中間管理事業に移行した場合は、申込者の希望により次の選択ができます。

- A. 毎年見直される参考賃借料に準じて精算する
- B. 契約期間中は変動しない賃借料額を指定する



【ワンポイント】

契約時、双方の合意により決定します



参考

令和6年度現在の参考賃借料（10a当たり）

※農地の場所や条件によって異なります。詳しくは各地区の参考賃借料をご確認ください。

農地	区分	参考賃借料額	基準収量
田	1	10,000 円	600 kg
	2	8,000 円	580 kg
	3	5,000 円	550 kg
	4	2,500 円	520 kg
	5	1,000 円	480 kg
畑		3,000 円	

（酒田市農地集積センター参考賃借料検討協議会作成）